

令和7年度地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)項目一覧【固定資産税・都市計画税】

項 目		対象 税目	根拠条文	賦課徴収条例		その他		
				特例率	市税賦課徴収条例	取得期限	適用 期間	対象
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		固定資産税 都市計画税	地方税法第349条の3第27項	1/2	第54条の2第1項		-	家屋 償却資産
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		固定資産税 都市計画税	地方税法第349条の3第28項	1/2	第54条の2第2項		-	家屋 償却資産
事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		固定資産税 都市計画税	地方税法第349条の3第29項	1/2	第54条の2第3項		-	家屋 償却資産
公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	固定資産税	地方税法附則第15条第2項第1号	1/2	附則第10条の2第1項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	-	償却資産
	下水道除害施設	固定資産税	地方税法附則第15条第2項第5号	4/5	附則第10条の2第2項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	-	償却資産
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備(1,000kw未満)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第1号イ	2/3	附則第10条の2第3項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	風力発電設備(20kw以上)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第1号ロ	2/3	附則第10条の2第4項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	地熱発電設備(1,000kw未満)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第1号ハ	2/3	附則第10条の2第5項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第1号ニ	2/3	附則第10条の2第6項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)木材・残さ燃料	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第2号	6/7	附則第10条の2第7項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	太陽光発電設備(1,000kw以上)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第3号イ	3/4	附則第10条の2第8項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	風力発電設備(20kw未満)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第3号ロ	3/4	附則第10条の2第9項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	水力発電設備(5,000kw以上)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第3号ハ	3/4	附則第10条の2第10項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	水力発電設備(5,000kw未満)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第4号イ	1/2	附則第10条の2第11項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	地熱発電設備(1,000kw以上)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第4号ロ	1/2	附則第10条の2第12項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
	バイオマス発電設備(10,000kw未満)	固定資産税	地方税法附則第15条第25項第4号ハ	1/2	附則第10条の2第13項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	償却資産
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置		固定資産税	地方税法附則第15条第28項	2/3	附則第10条の2第14項	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	5年度分	償却資産
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置		固定資産税	地方税法附則第15条の8第2項	2/3	附則第10条の2第15項	平成27年4月1日～ 令和9年3月31日	5年度分	家屋
特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置		固定資産税	地方税法附則第15条第40項	1/3	附則第10条の2第17項	令和3年11月1日～ 令和9年3月31日	-	償却資産
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内の土地に係る課税標準の特例措置		固定資産税 都市計画税	地方税法附則第15条41項	3/4	附則第10条の2第18項	令和4年4月1日～ 令和10年3月31日	3年度分	土地
大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額		固定資産税 都市計画税	地方税法附則第15条の9の3第1項	1/3	附則第10条の2第19項	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日	翌年度1 年度分	家屋